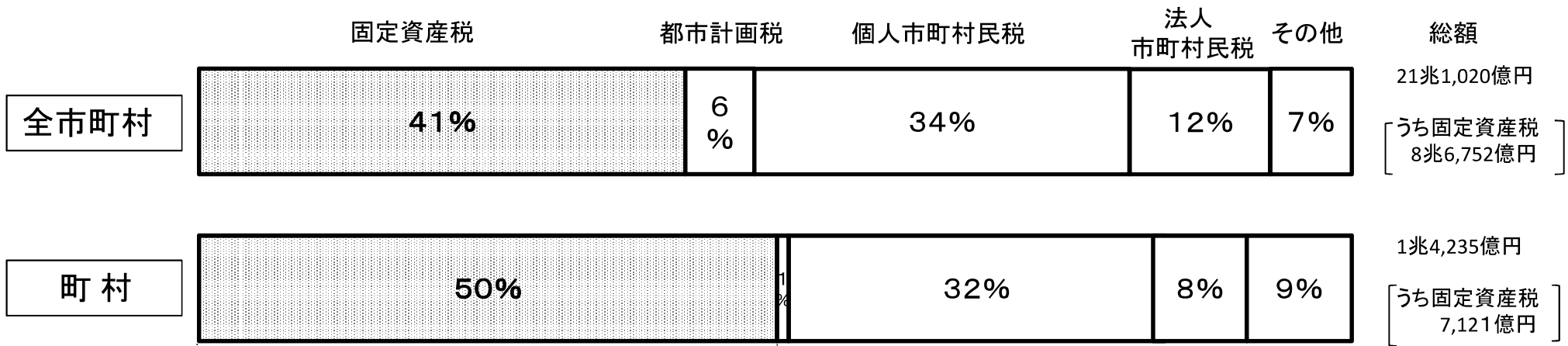


町村における固定資産税の償却資産課税について

平成28年10月19日
全国町村議会議長会

- 町村における固定資産税収は、町村税収全体の約5割の規模
うち償却資産分は約3割を占めている
- 特に町村にとっては、安定した非常に重要な基幹税源



(内 訳)

土地 29% 2,062億円	家屋 42% 2,996億円	償却資産 29% 2,062億円
------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

全国町村議会議長会 平成29年度要望

固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、**現行制度を堅持**すること。

※ 平成26年度決算総務省データによる。

ゴルフ場利用税交付金と町村財政

平成28年10月19日
全国町村議会議長会

- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、ごみ処理、地滑り対策等の災害防止対策等、ゴルフ場特有の行政需要に対応
- 税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、昨今の極めて厳しい地方財政の中、町村の貴重な財源
- 年少者、高齢者及び障がい者等の利用は非課税とするなど、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツ社会の実現に配慮

➡ 財政基盤が脆弱な町村の貴重な財源となっているゴルフ場利用税交付金を廃止しようとするのは、地方創生の実現に逆行するものであることから、**現行制度を堅持**すること

①額の大い町村 [単位:百万円(金額)]

		ゴルフ場利用税 交付金
1	静岡県小山町	218
2	岐阜県御嵩町	118
3	千葉県大多喜町	107
4	神奈川県箱根町	105
5	長野県軽井沢町	100
6	千葉県長南町	98
7	埼玉県鳩山町	91
8	千葉県芝山町	85
9	沖縄県恩納村	84
10	京都府南山城村	77

②割合の大い町村 [単位:百万円(金額)]

		ゴルフ場利用 税交付金(A)	地方税(B)	A/B
1	京都府笠置町	44	160	27.6%
2	京都府南山城村	77	324	23.7%
3	奈良県山添村	61	480	12.6%
4	高知県芸西村	38	372	10.2%
5	千葉県睦沢町	73	727	10.1%
6	千葉県大多喜町	107	1,136	9.4%
7	熊本県産山村	8	88	8.9%
8	千葉県長南町	98	1,180	8.3%
9	長野県売木村	6	70	8.2%
10	群馬県高山村	35	480	7.4%

※ 平成26年度決算総務省データによる。

平成29年度税制改正に関する要望

平成28年10月19日

全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- 2 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- 3 平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げが2年半先送りされたところであるが、町村においては、子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでいるところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に確保すること。
- 4 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、安定的な恒久財源を確実に確保すること。
- 5 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 6 個人住民税については、町村の行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。
- 7 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。
- 8 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

- 9 自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- 11 たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保すること。
- 12 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 13 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 14 森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。